

中国商人と長崎貿易

— 嘉慶・道光期を中心に —

松 浦 章

一 はじめに

江戸時代における「鎖国」下の長崎に来航して、日中貿易を担った中国商人に関しては先学が指摘された『華夷変態』、『唐通事会所日録』、『割符留帳』が重要な資料であることは周知の事実である。

とりわけ、最後の『割符留帳』は、文化十二年（嘉慶二十、一八一五）より文久元年（咸豊十一、一八六一）、即ち、唐船による長崎貿易の終焉までの半世紀に及ぶ記録簿であり、江戸時代後期の長崎来航唐船主の来航状況を知る上で、欠くことの出来ない資料である。

この約五十年間の日中貿易は、シーボルトによって「乍浦における中国の商社」と端的に表現されているように、毎年七、十艘の唐船が、中国の貿易港、浙江省嘉興府平湖県乍浦鎮より長崎に来航しておこなわれていたわけで、末期までほとんど変ることのない形態が続けられていた。

しかし、この時期の長崎来航中国商人である唐船の船主達がどのような人々であったかと言うことになるあまり明らかでない。

一般的に名の知られているのは、僅かに江塚圃や江芸閣ぐらいであろう。しかも、彼等が長崎の貿易の記録に見える

唐船の船主や財副としてでなく、主に江稼圃は画家として、江芸閣は文人としてである。

そこで、本稿は、『割符留帳』を中心に、当時の来航商人の一端を述べ長崎来航中国商人解明への一試論としたい。

二 『割符留帳』に見える中国商人

現在知られている「割符留帳」には、寛政五年三月より文化十年五月までの十一船の「番外船割符帳」一冊と、文化十二年以後の「割符留帳」二冊の二種がある。特に後者は、先に触れた如く文化十二年（嘉慶二十、一八一五）より文久元年（咸豊十一、一八六一）までの四十七年間に及んでいる。

「割符留帳」は本来、長崎貿易を許可された唐船に次回の許可書としての信牌（長崎通商照票）の給牌（信牌を唐船主に給する）と繳牌（来航船主の信牌の返却）に関する元帳に当る故、貿易船の出港入港に関する一等の資料である。

そして、その記述は文化十一年の七番船より、文久元年の西一番船までの二百九十五艘の唐船の入港が知られ、これによって、六十八名の船主等の名が明らかにされている。

船主等の判明する中国商人の来航回数は、平均四回余になるが、「割符留帳」の記述範囲に限定しても、十年以上の商人が二十四名、この内二十年以上の者が七名も知られる。これらの人々の来航期間と、来航年数、回数を、「割符留帳」の記述に見られる順に配列したのが次の表である。

「割符留帳」に見える中国商人の来航表（表一）

| 船主名 | 期 | 間 | 年数 | 回数 | 沈秋屏 | 文化二一—文化二二 | 二年 | 三回 |
|-----|-------|-------|-----|----|-----|-----------|-----|-----|
| 譚竹菴 | 文化二一— | 文政六 | 一〇年 | 九回 | 張秋琴 | 〃 | 三〃 | 二〃 |
| 蔣春州 | 〃 | 一天保一三 | 二九〃 | 五〃 | 朱鑑池 | 〃 | 一二〃 | 七〃 |
| 劉培原 | 〃 | 一文政四 | 八〃 | 八〃 | 汪小園 | 〃 | 一〃 | 一〃 |
| 沈萬珍 | 〃 | 一文化一三 | 三〃 | 三〃 | 鄒静園 | 文化二二 | 一〃 | 一〃 |
| 沈執耘 | 〃 | 一〃 | 三〃 | 三〃 | 楊西亭 | 〃 | 二八〃 | 二四〃 |
| | | | | | | 一天保一三 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 陸吟香 | 夏雨村 | 余東屏 | 朱柳橋 | 顏雪帆 | 楊啓堂 | 俞二南 | 朱開折 | 金琴江 | 楊秋堂 | 孫漁村 | 周藹亭 | 江芸閣 | 王宗鼎 | 王復初 | 顏遠山 | 沈愚谷 | 汪松巢 | 周渭瀾 | 錢守和 | 楊少谿 | 汪介春 | 鈕梧亭 | 沈綺泉 | 汪松棠 | 劉景筠 | |
| 〃 | 文政八 | 〃 | 文政七 | 文政六 | 〃 | 文政五 | 〃 | 文政四 | 〃 | 〃 | 文政三 | 文政二 | 〃 | 〃 | 〃 | 文政一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 文化二 | 文化一 |
| 〃 | —天保七 | 〃 | —文政八 | —文政九 | —文政〇 | 〃 | —文政〇 | —文政二 | —天保五 | —天保一 | —天保二 | —文政七 | —文政五 | —天保一 | —天保七 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | —天保二 | 〃 | —天保七 | —天保七 |
| 一二〃 | 四〃 | 一〃 | 二〃 | 四〃 | 六〃 | 一〃 | 七〃 | 九〃 | 一〃 | 一五〃 | 二五〃 | 一三〃 | 七〃 | 五〃 | 一三〃 | 七〃 | 一〃 | 二六〃 | 二〃 | 二年 |
| 四〃 | 五〃 | 一〃 | 二〃 | 三〃 | 三〃 | 一〃 | 六〃 | 九〃 | 一〃 | 一〃 | 三七〃 | 一二〃 | 六〃 | 二〃 | 七〃 | 九〃 | 一〃 | 一〃 | 一〃 | 一〃 | 一〃 | 一〃 | 一二〃 | 二八〃 | 一〃 | 二四回 |
| 錢少虎 | 陶梅江 | 顏吉泉 | 鈕春杉 | 鈕心園 | 江星畚 | 程(程稼堂)子延 | 沈晉伯 | 陳躍雲 | 楊少棠 | 沈萍香 | 陳逸舟 | 婁梅溪 | 王雲帆 | 楊方舟 | 王利豐 | 王秋濤 | 汪竹安 | 高掬雲 | 顧子英 | 邵植齋 | 沈耕穀 | 李少白 | 朱春谷 | 金琴村 | 顧少虎 | |
| 〃 | 弘化四 | 弘化三 | 〃 | 弘化二 | 弘化一 | 弘化一 | 天保三 | 〃 | 天保二 | 〃 | 天保一 | 天保一〇 | 〃 | 天保八 | 〃 | 天保七 | 天保五 | 天保四 | 天保三 | 天保三 | 天保二 | 文政二 | 文政一 | 文政〇 | 文政九 | |
| 〃 | —安政六 | —安政一 | —安政六 | —嘉永二 | —嘉永四 | —文久一 | —嘉永四 | 〃 | —弘化五 | —弘化三 | —嘉永三 | —弘化四 | —弘化三 | —天保〇 | —弘化四 | —弘化四 | —天保九 | —天保七 | —安政四 | —天保一 | —天保二 | —天保〇 | —天保一 | —天保三 | —天保三 | |
| 一二〃 | 七〃 | 一〃 | 一四〃 | 五〃 | 一三〃 | 一七〃 | 一〇〃 | 一〃 | 一五〃 | 一七〃 | 一〇〃 | 一〃 | 一〃 | 一三〃 | 一〃 | 一二〃 | 五〃 | 三〃 | 二四〃 | 九〃 | 一一〃 | 一一〃 | 一一〃 | 一一〃 | 七年 | |
| 九〃 | 六〃 | 二〃 | 九〃 | 六〃 | 一七〃 | 一六〃 | 一四〃 | 一〃 | 一七〃 | 一〇〃 | 一六〃 | 一〃 | 一四〃 | 四〃 | 一〃 | 四〃 | 五〃 | 三〃 | 二一〃 | 七〃 | 一二〃 | 七〃 | 一〃 | 一〃 | 六回 | |

| | | | | | | | | |
|-------|------|------|----|----|-------|------|----|----|
| 項 摺 珊 | 嘉永 三 | 嘉永 五 | 三年 | 三回 | 戴 来 山 | 安政 六 | 一年 | 一回 |
| 顔 心 如 | 安政 三 | | 一〃 | 一〃 | 楊 逸 樵 | 〃 | 一〃 | 一〃 |
| 楊 亦 樵 | 安政 四 | | 一〃 | 一〃 | | | | |

〔注〕この表の人名は「割符留帳」の入港記録の記載順に配列した。

そこで、この表の中でも、とりわけ来航期間が長く来航回数が多い三人の船主を中心にして当時の来航商人の実態を述べてみたい。その三人とは以下に述べる劉景筠・楊西亭・周藹亭である。

(一) 劉景筠について

文政九年（道光六、一八二六）正月元日に現在の静岡県榛原郡吉田町の沖に一艘の唐船が漂泊した。これは得泰船という長崎貿易船であった。

この得泰船の漂着は、当時の人々に関心を与えたようで、例えば、松崎懌堂は『懌堂日曆』文政九年正月十一日の条に、

寧波船漂着す（船主は楊敬堂）正月元日、寧波船河崎に漂着す。湊官は我が侯と西尾君とに命じてこれを護らむ。

と記し、関連記事は同十六日の条にも見える。そして、同書二月十六日の条には「寧波船の上粟」を記して、

本船は唐に在り、十一月二十四日に乍浦より開行、長崎に往き貿易、并せて貴国の漂流商民三人を護る。本船は共計乙百十六人、風の不順なるに因り、今正月初一に、貴地江外に漂取し寄捷す。（中略）文政九年正月初日。寧波

船主楊敬堂。

とあり、また西遊に際して、この唐船の乗組員と会った羽倉外記らとも同年九月十五日に会っており、乗船に際し、同文政九年九月十九日の条に「住吉浦を経たり。本年春、清船の漂着せしところ」とかなりの関心が見られる。

この他に、滝沢馬琴が「文政九年丙戌日記」の正月二十九日の条に

昨夕六時比、松前勘定方大野幸次郎（右は、近比駿州へ漂流の唐船事、委細に御聞被成に付、未及聞候はと、詳しくたづね可申旨、申来る。〔下略〕〕と見える。ついで、肥前平戸藩主松浦静山の『甲子夜話』巻七十四に、

或人語る。この春初に唐船駿海に漂着す。寧波の船にて船主を楊啓堂と云ひ、百十六人乗にて長崎に到るべきところ、難風にて漂蕩せるなり。（下略）

とあり、さらに同書巻七十五に

前に記せる駿州に漂着の唐船一艘、始めは遠州下吉田浦〔一橋殿領知〕に漂着す。因て最寄の御代官竹垣庄蔵取扱の所、その辺湊場なきにより駿州清水湊へ入津、繫船に致し、追々江戸へ伺にて、例の手続になりたる由。（下略）とあるように、得泰船の漂着に因して得た情報を記している。

この船の船主は楊啓堂とあるが、この時の乗組員名簿を見ると、その最初に

船主劉景筠 年五十四歳 杭州人

とある。しかし、劉景筠は長崎在留中で、この船には乗組んではいなかった。

この劉景筠の長崎来航を調べると、管見の資料に拠り、『寛政番外船割符留帳』に見える享和三年（嘉慶八、一八〇三）十二月十一日長崎入港の亥二番外船の船主が、その最初である。その後、天保七年（道光十六、一八三六）の十一月二十九日入港の申五番船の在留船主として知られるまで三十四年間にわたって、先の得泰船漂着時における名簿の年令から鑑み、彼の三十一歳から六十三歳までの人生の大半の時期に該当する。この間、二十数回の長崎来航を確認することができる（表二）。

劉景筠の商人としての傾向を窺い知る資料が、『長崎志統編』巻八、唐船進港并雜事之部に見える。その最初は、文政六（道光三、一八二三）癸未年の条に、

当春帰帆午四番劉景筠船ヨリ、和刻伏存叢書一之編二部、二・三之編各一部、群書治要二部、論語集解三部、史記

評林、古梅園墨譜後編一部ツ、唐国エ積帰ル^⑤

とあり、また、同七甲申年の条に、

当春帰帆未三番劉景筠・朱開圻船ヨリ、和版佚存叢書一・二・三之編各一部、群書治要、呂氏春秋各一部、(中略)
唐国エ積帰ル^⑥

とあり、つづいて、同文政八乙酉年条に、

当春帰帆四番劉景筠・顔雪帆船ヨリ和版七経孟子考文補遺・論語徴・群書治要各二部、佚存叢書一、二、三ノ編各
十本唐国エ積帰ル^⑦

とある。このように文政六年より三年間にわたって劉景筠船の名のもとに計二十一部と三十本の書籍を中国に持帰っている。この間、彼は長崎に在留中で、彼自身直接中国へ持帰ったわけではないが、彼の指示があったことは想像に難くない。

それは、『長崎志統編』巻八、十に見える中国船の日本からの書籍の輸出に関する記事が寛政元年(乾隆五十四、一七八九)より、天保八年(道光十七、一八三七)まで十二回あり、その内の六回は番立船が明らかで、その中の三回が劉景筠であること、それに彼の持帰書籍数の多いことを鑑みても特筆に値する。

これは、彼が在唐荷主より持帰りを命ぜられたか、彼がその貿易効果の大きさを知って帰帆船に積帰りを命じたためかは不明であるが、その三度の持帰った書籍に共通する点は、その多くが、当時の中国には伝わらない佚書の類に属する『佚存叢書』、『群書治要』等と、日本人の著作等とが中心で、これまでの中国ではあまり見ることの無かった書籍を多く含んでいる事である^⑧。

そこで、劉景筠船によって持帰られた書籍について簡単にその概要を記してみることにする。

『佚存叢書』は林述斎編で、寛政十一年(嘉慶四、一七九九)から文化七(嘉慶十五、一八一〇)にわたって刊行された中国では見られない佚書の日本に残存していたものの叢書である^⑨。

この叢書の中国への輸出は『長崎志統編』等によって、享和元年（嘉慶六、一八〇一）の西一番、二番船より八部、文化二年（嘉慶十、一八〇五）三月に二部、それに劉景筠が三度にわたっての二編より三編まで計十二部と一編一部が知られるだけであるから、劉景筠の輸出実績は大きな比重を占めていたことが数量的にも明らかである。

つぎに『群書治要』も、元来中国唐代の書籍でありながら、早く佚し、日本の金沢文庫に存したのを徳川期に古活字をもって刊行され、寛政八年（嘉慶一、一七九六）に尾張侯より近藤正斉の手を経て三部中国に輸出されたのを最初とし、『長崎志統編』によると、これ以後、文化十四年（嘉慶二十一、一八一七）に十三部、そして劉景筠が三回にわたって計五部輸出されたことが知られる。

そして、中国に輸入された『群書治要』は、道光二十七年（弘化四、一八四七）に刊行された『連筠簞叢書』に見え、天明七年（乾隆五十二、一七八七）四月、林信敬の序刊本に拠って覆刻されたことが知られる。それに阮元の提要を引用して「宋史芸文志。即不著録。知其佚久矣。此本乃日本人擺印」とある。

また、広東行商であった伍崇曜の『粵雅堂叢書』にもこの書を収め、咸豊七年（安政四、一八五七）の跋に「原本有日本尾張国。校督学臣細井徳民校勘語標於上方。自称較金沢旧蔵互補正」とあるように、日本で覆刻されたものを基にして、中国に輸入され、これらの叢書の中に収められたことがわかる。ただ、それに劉景筠の輸入が直接関与したかどうかは現在のところ確認できない。

この他に、日本人の著作を輸出している。その一つは、奈良の製墨店古梅園松井元泰、元稟の刊行した『古梅園墨譜後編』で、これは安永二年（乾隆三十八、一七七三）の刊で、『長崎志統編』巻八には文化七年（嘉慶十五、一八一〇）の帰帆船で「古梅園墨譜」一部が持帰ったとある。その他に、文政六年（道光三、一八二三）の劉景筠の一行が知られるのみである。この後編には拙稿で指摘したように汪竹里・汪鵬の跋を含んでいる。

次に山井鼎著、荻生観補の『七経孟子考文補遺』がある。この書に関しては、狩野直喜博士の研究が詳しいので、ここでは輸出状況のみを記すと、『長崎志統編』巻八には、寛政六年（乾隆五十九、一七九四）の丑六番船より一部と、

劉景筠の文政八年（道光五、一八二五）の二部が知られる。この版本は、享保十六年（雍正九、一七三二）、寛政三年（乾隆五十六、一七九二）、慶応二年（同治五、一八六六）の三度知られるところから、寛政六、文政八年の二度の輸出は寛政三年版を持帰ったものと考えられる。

荻生徂來の『論語徴』があるが、『長崎志統編』巻八に、文化六年（嘉慶十四、一八〇九）と文政八年の劉景筠の計二例が知られるのみである。これは、元文二年（乾隆二、一七三七）、同五年（乾隆五、一七四〇）、宝曆十二年（乾隆二十七、一七六二）版が知られるから、この二例は宝曆十二年版が輸出されたのであろう。

これ以外に一般的な『論語集解』、『史記評林』、『呂氏春秋』がある。この内、『史記評林』、『呂氏春秋』は中国から日本に輸入されたことが知られるから、逆に輸出されていたことは、中国の江南地域の書籍の供給源の一部を日本が担っていたと推察可能な例と言える。

ところで、劉景筠の中国書籍の日本への輸入については、その記録がほとんど知られないことから、主に、中国側の需要者の希望に添って、利益の大きい佚書類を中心に扱ったと考えられ、劉景筠の書籍の貿易品としては日本からの輸出が中心であったと言える。

ついで、彼の名は、文政九年（道光六、一八二六）酉八番得泰船、先に触れた漂着船の時に、日本人漂流者を連れ渡った船主として、同十一年（道光八、一八二八）の子五番船の船主として日本人漂流者を連れ来たことが知られる。

その後、天保六年（道光十五、一八三五）の十二月に唐船主孫漁村が、長崎で死去し、その葬送の際に唐船乗組員の騒動が生じ、最終的に十八人入牢するという事件が起こり、そのため、十二家荷主からの日本側への謝罪文と嘆願の願書が、天保七年六月劉景筠によって齎らされている。

この年が、彼の来航の最後に当る。当時、彼は長崎来航商人の中でも最古参であり、その実績は日本側に対して十分な信用を得ていたと考えられる。

ついでながら、大田南畝の『瓊浦又綴』の文化二年（嘉慶十、一八〇五）の条に、

閏八月二十六日、丑四番船永興号、港を出るによりて、本船装載の事を監す。(中略)装載の事終りて、船主劉景筠、財副陸光烈、錢位吉来りて揖す。(下略)

とあり、帰帆の際に大田南畝は劉景筠と面していることが知られる。これが、劉景筠についての人物を知る機会であったが、そのことについては触れていない。

上述のように、杭州の人劉景筠は人生のなかばに当る時期を日中貿易に従事していたことが知られ、その業の一環として、日本刊行の書籍を扱うことにより、清の学术界へも貢献していたことは想像に難くない。

(二) 楊 西 亭

中山久四郎博士が「近世支那の日本文化に及ぼしたる勢力影響」の中で、指摘された清医に楊西亭がいる。^⑤ 彼のことは、多紀元堅の『時還読我書』巻下に、

清医楊西亭トイフ者、文政ノ初、崎巖ニ来寓セシガ、頗學術モアリテ識見モ亦卓ナリシト、其言ニイヘラク、医ハ時運ニ随テ、治ノ異ナルコトアリ、徒ニ紙上ニ拘ルベカラズ、書籍モ七・八葉ノウチ有用ノ処ハ一葉ニ足ザルナリ、大抵前人一家ノ説ヲ主張セントスル故、空談多キコトニハナリヌ、然ドモ何レ書ニ就テ思索セズンバアルベカラズ、又病ヲ治スルニ頭ヲ見テ頭ヲ治スルハ庸工ノ所為ナリ、能病因ヲ尋テ首ノ病ヲ足ニテ治シ、下ノ病ヲ上ニテ治スルコソ良医トイフベケレ、是等ノ言ハ平近ニシテ吾人ノ知トコロナレドモ其異ヲ好ザルコソ、卓識トイフベケレ、沼津ノ医生武田克巳ナルモノ西遊ノ日、西亭ニ会晤セシトテ余ニ語リヌ。

西亭マタク巳ニ癆瘵及ビ天刑病等ノ奇方教首ヲ授ク。(下略)

とあり、沼津の医生武田克巳の言として、長崎に来航した清医楊西亭の名が知られる。

文政初期に来航した楊西亭とは、文化五年(嘉慶十三、一八〇八)の辰二番船財副として知られ、その後も長崎に来航していた清商楊西亭のことと考えられる。彼の来航は、その後、天保十三年(道光二十二、一八四二)^⑥まで、三十四年間におよび二十五艘の船主等として知られる。

文政元年七月には来崎中の頼山陽とも会晤している。山陽が楊西亭に

萍水相逢且举杯。醉魂恍訝到蘇台。

看君眉宇秀如許。猶帶虎邱山翠來。

と扇面に題したところ、楊西亭が

九詠時当聊奉杯。詩家秀士適臨台。

羨君落筆驚風雨。立意清新誰道來。

蒙足下題詠粗扇。令我頓開茅塞。今勉為效顰。漫和原韻。呈山陽先生。斧政。

と和したことが知られる。⁵⁾

楊西亭の詩は、道光二十六年（弘化三、一八四六）の『乍浦集詠』巻七に、

楊嗣雄西亭里人

長崎旅館懷韓桐上維鏞倪蒼溪承弼

戔戔熊指山。黯黯離愁積。

渺渺蓮花洋。悠悠鄉夢隔。

遙念同心人。飛揚各通籍。

倪寬鋤經士。昌黎文章伯。

夕直承明廬。朝獻治平策。

感我久羈旅。韶華真浪擲。

異地凋鬢霜。旧雨滋麗沢。

有待乘長風。鯨波挂蒲席。

とあり、また同書巻六に、蔣溧秋舫という人物の「乍浦楊西亭嗣雄自日本施里絵掃颯凶索題」という詩があり、同書巻

八にも、林大椿半樵という人の

為楊西亭嗣雄写東海帰颯凶系之以詩

海外長留五載余。颯回雪浪慰離居。

相逢漫問帰装物。可有新来日本書。

という詩を載せていることから、楊西亭は詩才もあり、又彼はその名が嗣雄であったことそして、乍浦の人であったことがわかる。

さらに楊西亭の名が嗣雄であったことを確証できる資料が長崎に存在する。

それは、長崎・聖寿山崇福寺の媽姐堂に納められた扁額で、「永護安瀾」とあり、その両端に「道光肆年荷月」、「沐恩弟子楊嗣雄敬立」とある。これは、道光四年（文政七、一八二四）六月に楊嗣雄が敬立したことが知られ、また長崎東明山興福寺の媽姐堂にも「恩覃寰海」という扁額があり、「道光肆年荷月穀旦」、「沐恩弟子楊嗣雄敬立」とあることから、同年同月吉日の奉納であることがわかる。

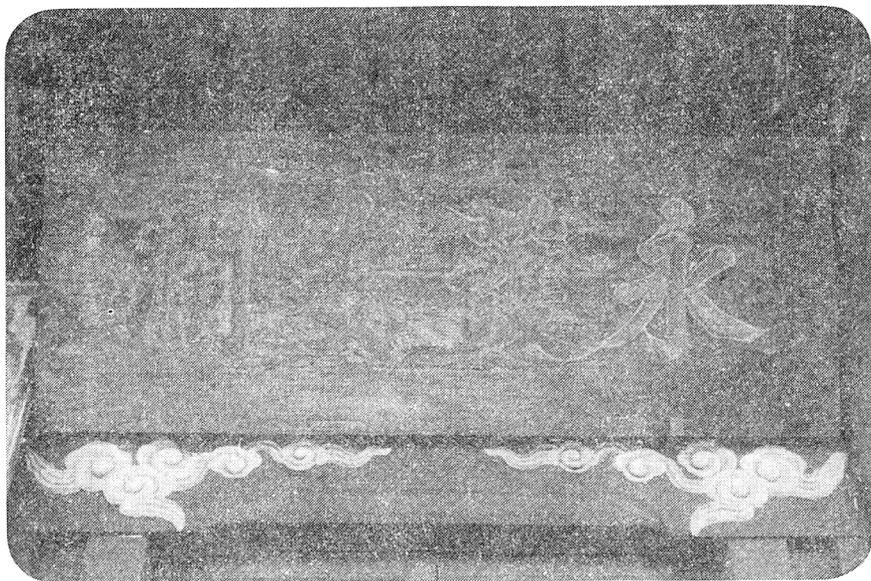
この両額ともに楊西亭の長崎来航時期に当るから、彼の名が嗣雄であったことは明らかである。そうすると、楊嗣雄と同族と見ることができると同時に、長崎貿易関係者が他に二人いる。

一人は、先に触れた文政九年正月の遠州漂着唐船、得泰船の船主であった楊啓堂である。この漂着の時、長崎在留の劉景筠に出した手紙に「楊嗣元」とあり、また「嗣元則楊啓堂」と注記あることから、楊啓堂の名が、嗣元であったことが知られ、楊嗣雄、西亭とは「嗣」字の共通それに出身が乍浦と平湖とが同じであることから同族と考えられる。

それに『得泰船筆語』巻上に、楊啓堂が、

我二十一歳往崎港。共走九次。経営一切眼目在崎。不得安郷。

とあり、楊啓堂は、文政九年（道光六、一八二六）の乗船名簿では二十七歳であるから、七年間に九回来航していることが知られ、その船主としての初来航は文政五年（道光二、一八二二）の午七番船で、弱冠二十三歳の船主であった。



崇福寺媽姐堂

1978年7月撮影



興福寺媽姐堂

1978年7月撮影

その後、船主として、文政六年末六番、同八年酉八番、同十年七番船等が知られる。彼のしたたかな一面は拙稿^⑤で触れたことでも知られるであろう。

さらに、楊嗣雄、嗣元と同族と考えられる人物に、中国荷主の楊嗣亨がいる。彼のことは『清道光朝外交史料二』の「浙江巡撫程含章奏護送日本難夷至浦。照例撫卹資遣回国各情形片」に見え、この奏文は道光五年（文政八、一八二五）十二月二十二日付で、

今有官商王宇安。又額商楊嗣亨前往東洋弁銅。

とある。その後、荷主楊嗣亨の名は天保七年（道光十六、一八三六）六月まで知られ、先の劉景筠が持来たった願書の荷主であり、それには「公局銅商楊嗣亨」とあり、和解に「十二家銅商楊嗣亨」とあるように、楊嗣亨は管見の限りにおいて少なくとも文政八年より天保七年までの十三年間は十二家荷主としてその職にあった商人で、先の二人とは「嗣」字の共通すること、また同時期に長崎貿易に関係したことを考え合せると同族、ないし兄弟であった可能性がきわめて高い。

それに加えて、楊啓堂が弱冠二十三歳で、船主として長崎に来航した裏には、同族の十二家荷主楊嗣亨の存在や、楊西亭・嗣雄の来航船主としての実績があったと考える方が順当であろう。

このように考えるならば、彼等は乍浦に居所を構え、長崎貿易をその世業とする一族であり、しかも楊西亭は日本人から医師とも見られる見識を備えた人物であり、また楊啓堂も若輩ながら、野田笛浦との筆談においては老獪さすら感じさせる一面があったことが知られるから、また、楊嗣亨の十二家荷主としての地位から考えても楊氏一族の日中貿易における商人組織に占めた割合はかなり大きいものであったことが推察される。

(二) 周 藹 亭

上述の劉景筠・楊西亭のように長崎来航中国商人の大部分は長崎への初来航を確認することは難かしく、船主等の名で見えたのが、その最初とするしかないが、多くの人々は、船主名で見える以前に、楊啓堂の例でも明らかのように、

何年かの来航経験―唐船の中の重要な職に就くことなく―を有していると考えられるため、劉景筠・楊西亭もその期間
は上述した期間よりも当然長くなると考えられるが、その来航の初めと終りを正確に知ることの出来る極く稀な商人の
一人として周藹亭をあげることが出来る。

周藹亭のことは、長崎県立図書館、渡辺文庫蔵の「周藹亭吟味書類」に見え、この資料は、天保十四年（道光二十三、
一八四三）の閏九月十七日に、周藹亭と長崎丸山の遊女初紫との関係について取り調べた際の口書を、唐通事彭城藤一、
瀬川四郎八、神代十四郎の三者連名で提出した和解である。この最初に、周藹亭の長崎貿易に関する記録が知られる。

周藹亭

当卯五拾貳歳

私儀唐国浙江省平湖県之内乍浦湊之者ニ而、父者先年御当地江罷渡候周学三与申者ニ而御座候。私儀三拾四ヶ年以
前半年々御当地渡来仕候儀ニ御座候。

とあり、彼は乍浦の人で、父親周学三も日本貿易に関係していた人であったこと。彼の初来航は天保十四年を去る三十
四年以前の文化七年（庚午、嘉慶十五、一八一〇）で、彼が十九歳の時に当る。

そして周藹亭は文化十三年（嘉慶二十一、一八六一）の子三番船財副と見え、^{（補註）}『割符留帳』に見える最初は文政三年
（嘉慶二十五、一八二〇）六月十六日長崎入港の辰四番船の楊西亭船主の脇船主としてであり、彼の二十九歳の年に当
る。この年は九月四日に帰帆し、また同年十二月二日に再度来航し劉景筠と同じ辰六番船主として知られる。

その後、弘化元年（道光二十四、一八四四）の辰七番在留船主としてまで計三十四回、船主の名が知られる。

そして、彼は弘化二年（道光二十五、一八四五）二月二十八日、故国中国の地を踏むことなく長崎で病死した。

長崎聖寿山崇福寺蔵の「弘化二年諸願書留」という文書に、

二月廿八日。辰六番船主周藹亭病死之事。葬式廿九日興福寺ニ於いて拙寺々相勤。

とあり、二月二十八日に周藹亭が病死して、翌二十九日にその葬式が東明山興福寺において執り行われ、崇福寺の僧侶

がそれを勤めたことが知られる。

以上の資料から、彼は五十四歳で長崎に没したことがわかるが、先の吟味書類には天保十四年当時、既に病身であったことから、天保十年（道光十九、一八三九）十二月二十八日に亥五番船主として長崎に来航して以来、以後の船主は在留船主として見えるから、病死するまでの五年余の期間は長崎に在留中であつたことがわかる。

また先の吟味書類から、丸山遊女初紫との間に一男子簾平をもうけ、この子供は後年、端物目利石井駒作の株を引受け、石井簾平と称し、明治三十年、享年七十一で没したことを古賀十二郎氏が明らかにされている。^⑧

おそらく、その家族が中国に居たであろうと想像されるが現在の所手掛を得ることは出来ない。ただ『乍浦集詠』巻十六下に、「寄懷乍浦諸詩人」の中の詩の双行の註に、

盛楓周靄亭所築之園名。諸君所贈書冊。達自園主人。

と見える盛楓園を築いたとある周靄亭がその名から考え、兄弟あるいは同世代の同族と考えられ、詩に歌われるほどの園名を築いた人がいたことを指摘するに留める。

他方、彼の父周学三に関しては、その来航を明らかにする資料が知られないことから、船主のような重要な職にはなり得ず、下級の事務員ないしは船員でなかったかと考えられる。

次に、周靄亭の人となりに関してであるが、彼は生粋の商人のようで、特に日本の文人との間には記録を残していないようである。

ただ貿易関係の資料中に彼のことが見え、『長崎志統編』巻八、文政十（道光七、一八二七）丁亥年の条に、

正月廿九日戌九番船精荷役ノ節、唐人共及不法、就中船主沈綺泉・周靄亭之兩人、通事へ対し種々過言ニ及シニ因テ、翌晦日大小通事等右桁々札問トシテ詰所エ趣キン処、周靄亭怒罵リ、過言ノ儘其場ヲ立、諸船主ヲ引連、館内へ引入ニ臨テ云、以来通商相止ヘシトテ一同引取、次テ通事詰所エ、向後不相詰旨張紙ヲ出セリ、此旨達庁聞、右始末唐人共心得方承糺し、請書取之可差出旨、同二月四日個条書ヲ以テ、年番通事エ被命之。^⑨

とあり、その結果は、同書に、続いて

右ニ付個条書ヲ以テ、糺問有之処、全ク日雇共ヘ対シ腹立ノ紛、右之及始末、恐入旨申之ニ付、先此度ハ被令有
怒、向後船主始漕者共ニ至マテ、右躰不敬於致心得違ハ、日雇漕者ノ無差別召捕、可被遂吟味ノ旨被命之。^②

とあるように、結局、船主側が謝つてこの件が落着いたわけであるが、この件をこじらせた原因は周藹亭の態度にあつたことはこの記述から明らかで、彼は感情の起伏の激しい人でなかつたかと想像される資料である。

さらに同書に、

船主共ヨリ敵ク漕者共エ教諭ヲ加ヘ、当夏渡来ノ節ヨリ、人柄ヲ撰、国法ヲ守、且船主共ヨリノ示シ方ヲモ厳重可
相守輩而已召連可令渡来旨、当年四月在館汪氏十二家諸船主ヘ被命之。^③

とあつて、かえつて船主達の乗組員に対する人事等の注意を喚起される結果となつた。

ついで、同書卷八、天保六（道光十五、一八三五）乙未の条に、

当年三月王氏船主沈耘穀、十二家船主周藹亭去ル辰年（天保三）以来在留シ、春秋出帆ノ節、荷物組等掛合行届、
殊ニ春出帆差急ニ付テハ格別出精取計フ趣ニ因テ、為褒美、一人前昆布百五十九宛、被與給、向後弥々出精、定船
数無欠闕渡来ノ儀ヲモ可取計旨被命之。^④

とあるように、沈耘穀、周藹亭の責任だけでは無いが文政末年より唐船の来航に変調が見られ、左に『割符留帳』によつてこの頃の来航数を記すと、

文政十一年（道光 八、一八二八） 五艘

〃 十二〃（〃 九、一八二九） 九〃

天保 一〃（〃 十、一八三〇） 十一〃

〃 二〃（〃 十一、一八三一） 四〃

〃 三〃（〃 十二、一八三二） 十〃

天保 四年（道光十三、一八三三） 六艘

〃 五〃（〃 十四、一八三四） 四〃

〃 六〃（〃 十五、一八三五） 十一〃^⑧

とあることから明らかであろう。そして、周藹亭等が褒美をもらった天保六年はこの年に入港した唐船は十一艘と多いが、三月までには僅か四艘であったから、残り七艘は七月三艘、十一月二艘、十二月二艘と来航している。褒美の効果があったと言える。

天保元年（道光十、一八三〇）正月十九日に入港した丑七番船で、暹羅に漂流した日本人を、天保二年十二月十三日入港の卯一番船で同じく暹羅に漂流した日本人を周藹亭が船主の時に連れ来った。この天保二年の時は、日本人を連渡りし時の吟味の口書の和解が知られその筆頭に周藹亭の名が見える。^⑨

以上のように周藹亭は十九歳の時より長崎貿易に関係し、死去するまでの三十六年もそれに従事し、彼の父の代から数えるなら父子二代で半世紀に及ぶものと思われる。

三 長崎来航中国商人の営利状況

上述の如く、三人の来航船主の事蹟の一端を述べたが、次に、彼等がその半生をかけてまで長崎に来航してきた最大の理由の一つとしていかほどの利益を得ていたかを考察する必要がある。

しかしながら、その点を充分に究明する資料が見い出し得ないため、中国資料等に拠って推察してみたい。中国の海外貿易の通例として引合いに出される道光『廈門志』巻十五の俗尚に、

服買者以販海為利藪視汪洋巨浸如衽席。北至寧波・上海・天津・錦州。南至粵東。对渡台湾一歲往来数次。外至呂宋・蘇祿・実力・噶喇吧。冬去夏回。一年一次。初則獲利数倍至数十倍不等。故有傾産造船者。然驟富驟貧。容易起落。舵水人等此為浩者以万計。

とあるように、古来より海上貿易によって産をなす者多く見られ、特に浙江・福建・広東などの沿海に居住する者にとってその業は自然と海に向かつていた。そして、その貿易によって数倍から数十倍の利を生み出したようであるが、危険を伴う海のこと故、全ての人が大きな財を成したわけではない。しかし、海上貿易は大きな利益を生み出したことはこの資料から容易に想像される。

それでは長崎貿易についてはどうかと言うと、河道総督の斬輔が、「展海令」前の康熙二十年（一六八一）代初に書いたと考えられる疏文が彼の『文襄奏疏』巻七、生財裕餉、第二疏開洋に見え、

臣聞内地絨絲等一切貨物。載至日本等処。多者獲利三・四倍。少者亦有一・二倍。江・浙・閩・粵四省。但得每省每歲。有銀一百万兩之貨物出洋。則四省之民。每歲可增貨財七・八百万。

とあり、康熙中、十七世紀後半と限定して、この頃の日中貿易の利潤は、中国産の絹織物や生糸等の全ての物品を、日本などの地に運ぶと四ないし五倍に、少ない場合でも二・三倍になっていたことがわかる。

また、だいぶ時代が降るが、咸豊期（一八五一〜一八六一）に日本の事を記した金安清の「東倭考」によれば、大抵内地価一至倭。可易五。及回貨則又以一得二。故銅商之豪富。甲於南中。与粵中之洋商。准之塩商相埒。

とあるように、中国の品物を日本に持って行けば約五倍、日本の物を持って帰れば一に対して二倍になったとあるから、単純に概算して一の資本投下に対して、帰国した時は十倍に達したことになる。これは先の斬輔の疏文との間に約百数年の開きがあるが、中国の物品を日本に持って来れば約三乃至四・五倍になると考えられていたようである。

また、乗組員達の得た収入はというと、雍正四年（一七二六）閩浙総督高其倬の奏文に、

〔一船〕一年往還得千余金。或數百金。即水手之類。亦每人可得二・三十金。其本人長年不食本地米糧。又得銀兩養其家下及手芸之人。皆大有生業。洋船一回。開行設鋪。又足養商賈之家。〔下略〕

とあり、海上貿易に加わることで水手等にも二・三十兩の収入があったことがわかる。

長崎貿易では、『得泰船筆語』巻上、野田笛浦と得泰船財副朱柳橋の筆談に、笛浦が「每帮所得幾金」と問うと、朱

柳橋は

或六・七百金。或八・九百金。然不等也。

と答え、さらに

船主〔劉〕景筠不過三万。楊啓〔堂〕・劉聖〔孚〕不過乙万八・九千、難財副朱翊平（朱柳橋）一文也無。

と答えていて、乗組員は六乃至九百両、船主劉景筠は三万両にすぎず、船主楊啓堂、財副劉聖孚は各一万八・九千両であったことが知られ、拙稿で試算したことがあるが、船主劉景筠の経験と五十四歳であったこと、楊啓堂二十七歳で経験が浅くても、財副劉聖孚三十一歳の場合とはほぼ同収入等の点を考慮せねばならないと考えられるが、この船の場合だけから考えても、船主の収入はかなり高額であったことはその前職の重要性から考えても明らかである。

事実、来航船主の中には、長崎の丸山の遊女を囲う者も多く、周藹亭の場合、長崎寄合町京屋次兵衛抱の遊女初紫との間に出来た愛児のため養育料として、天保十三年（道光二十二、一八四二）に寅春番船財副楊少棠を通じて、銀札十二貫六百六十六匁を唐大通事神代徳次郎へ手渡したことが知られる。

これは当時の物価価値から概算して白米約百三十四石余に当り、かなりの額であったことは容易に察せられる。

また、周藹亭の死去の際の柩の代銀は千五百斤であったことが知られるから、彼等船主の商人としての収入はかなりの高額であったことは確かである。

ついで、上述の三人にも関係する乍浦の立地条件であるが、古くは雍正『硃批諭旨』雍正三年（享保十、一七二五）五月十日の浙江按察使甘国奎の奏文に「呉松・乍浦等口。可以揚帆徑進」とあるように、呉松口と同様に直ちに海洋に出帆できる港として知られていた。

さらに、光緒『平湖臬志』卷四、広仁堂の条に引く「路守管記略」に

乍浦浜臨海角。往時地瘠民稀。自禁令既弛。南通閩・粵。東達日本。商賈雲集。人煙輻輳。遂為海濱重鎮。

とあるように、「展海令」以後、海浜の重鎮となるような活況を呈したことが知られる。

長崎貿易の前期、中期においては、船主の出身は広い範囲に及んでいたが、本稿で述べた三人の船主は乍浦ないし、その近くの杭州の人であったことは、長崎貿易の縮小に伴って立地条件の有利な乍浦近郊の商人によってその貿易が占められていったことを示唆しているものと考えられる。

四 おわりに

上述のように、江戸時代後期の、清代の嘉慶・道光期における長崎貿易に関係した三人の船主について述べた。

船主とは西川如見が『増補華夷通商考』巻二で「船中ニテ役ナシ。日本ニテ商売ノ下知ヲシ公儀ヲ勤メ」と記しているように、長崎貿易において中国側の商人として、荷主に代って一切の商業活動をおこなう重要な職であったから、荷主にとっても、どのような人物を雇傭するかは彼等自身の収益に影響を及ぼすため、長年の実績を特に重視したことは歴然である。

その意味でも、ここで述べた三船主、中国商人が当時の商人の全体像を示しているとは考えられないものの、少なくとも彼等三人の来航期間・回数の実績(表二)から当時の長崎来航商人の実態の一端を示唆していると言える。

即ち、周藹亭のように初来航から、財副、脇船主、船主と成長して行く過程が明白なことは、船主になるまでの苦難が知られ、又彼自身にとっても十九歳からおそらく下級船員としての時期、二十八歳で脇船主となり、そして、五十四歳で長崎に没するまでの人生は長崎貿易そのものであり、父の代からすると二代目にして船主の地位を確保したことになる。これに対し、楊西亭は長崎貿易における十二家荷主楊嗣亭とは同族と考えられ、長崎貿易の名族の一員とも言える故、「清医」とも見なされた教養を備えていたのであろう。

周藹亭の方は生粋の船員から船主と成ったようであるから、楊西亭が「清医」と見られたような記録は見られない。しかし、劉景筠の例から彼等は利潤獲得の目的であったかもしれないが、結果的には拙稿で触れたように、文化交流の面でもその名をとどめることになった。

| | | | | |
|----|-----|------|---------------|---------------|
| 一七 | 嘉慶三 | 文化一四 | 丑(二・晦) | |
| 一八 | 二二 | 文政元 | 寅二 | |
| 一九 | 二四 | 二 | 卯(二・三・卯(二・三)) | |
| 二〇 | 二五 | 三 | 辰(二・三・辰(三・四)) | 辰(二・三・辰(三・四)) |
| 二一 | 元 | 四 | 巳(二・三・巳(三・四)) | 巳(二・三・巳(三・四)) |
| 二二 | 道光 | 五 | 午(二・三・午(三・四)) | 午(二・三・午(三・四)) |
| 二三 | 二 | 六 | 未(二・三・未(三・四)) | 未(二・三・未(三・四)) |
| 二四 | 三 | 七 | 申(二・三・申(三・四)) | 申(二・三・申(三・四)) |
| 二五 | 四 | 八 | 酉(二・三・酉(三・四)) | 酉(二・三・酉(三・四)) |
| 二六 | 五 | 九 | 戌(二・三・戌(三・四)) | 戌(二・三・戌(三・四)) |
| 二七 | 六 | 一〇 | 亥(二・三・亥(三・四)) | 亥(二・三・亥(三・四)) |
| 二八 | 七 | 一一 | 子(二・三・子(三・四)) | 子(二・三・子(三・四)) |
| 二九 | 八 | 一二 | 丑(二・三・丑(三・四)) | 丑(二・三・丑(三・四)) |
| 三〇 | 九 | 天保元 | 寅(二・三・寅(三・四)) | 寅(二・三・寅(三・四)) |
| 三一 | 一〇 | 二 | 卯(二・三・卯(三・四)) | 卯(二・三・卯(三・四)) |
| 三二 | 一一 | 三 | 辰(二・三・辰(三・四)) | 辰(二・三・辰(三・四)) |
| 三三 | 一二 | 四 | 巳(二・三・巳(三・四)) | 巳(二・三・巳(三・四)) |
| 三四 | 一三 | 五 | 午(二・三・未(三・四)) | 午(二・三・未(三・四)) |
| 三五 | 一四 | 六 | 未(二・三・申(三・四)) | 未(二・三・申(三・四)) |
| 三六 | 一五 | 七 | 申(二・三・酉(三・四)) | 申(二・三・酉(三・四)) |
| 三七 | 一六 | 八 | 酉(二・三・戌(三・四)) | 酉(二・三・戌(三・四)) |
| 三八 | 一七 | 九 | 戌(二・三・亥(三・四)) | 戌(二・三・亥(三・四)) |
| 三九 | 一八 | 一〇 | 亥(二・三・子(三・四)) | 亥(二・三・子(三・四)) |
| 四〇 | 一九 | 一一 | 子(二・三・丑(三・四)) | 子(二・三・丑(三・四)) |
| 四一 | 二〇 | 一二 | 丑(二・三・寅(三・四)) | 丑(二・三・寅(三・四)) |
| 四二 | 二一 | 弘化元 | 寅(二・三・卯(三・四)) | 寅(二・三・卯(三・四)) |
| 四三 | 二二 | 二 | 卯(二・三・辰(三・四)) | 卯(二・三・辰(三・四)) |
| 四四 | 二三 | 三 | 辰(二・三・巳(三・四)) | 辰(二・三・巳(三・四)) |
| 四四 | 二四 | 四 | 巳(二・三・午(三・四)) | 巳(二・三・午(三・四)) |

| | | | |
|----|------|----|---|
| 四五 | 道光二五 | 弘化 | 二 |
| 四六 | 二六 | 三 | |
| 四七 | 二七 | 四 | |

三六死去、壽歳

(注) 番立名と入港日()を記入した。船主の時は省略し、脇は脇船主、財は財副の来航時である。
 (配) は長崎市立博物館蔵「販銀額配銅之數」のこと。但し、番立名の不明の年のみ記入した。

註

- ① 浦 廉一博士「近世における日中貿易」(史学研究72、一九五九年四月)。
- ② 大庭 脩教授『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳―近世日中交渉史料集―』(関西大学東西学術研究所資料集刊九、一九七四年三月)(以下「割符留帳」と略す)。
- ③ 岩生成一氏監修『シーボルト「日本」第四卷(雄松堂書店、一九七八年七月)二六九頁。
- ④ 大庭教授編著『割符留帳』解題八〇一七頁。
- ⑤ 拙稿「乍浦の日本商問屋について―日清貿易における牙行―」(日本歴史源、一九七三年十月)。
- ⑥ この頃の状況は、拙稿「ジャードイン・マゼソン商会と日清貿易―文久元年申一番ランシフィールド船の来航をめぐる―」(海軍史研究25、一九七五年十月)参照。
- ⑦ 藤岡作太郎氏『近世絵画史』(金港堂、一九〇三年六月初版)一三四、二六八〜二七〇頁。
- ⑧ 鈴木敬氏「江 稼圃」(アジア歴史事典三卷二〇〇頁、一九六〇年三月)。
- ⑨ 増田廉吉氏「長崎に於ける頼山陽と江芸園」(長崎談叢八、一九三二年四月)。
- ⑩ 市川三喜氏「長崎と米庵及び寛齋」(商業と経済(長崎高等商業学校)18の1、一九三七年十月)。
- ⑪ 大庭教授前掲書解題、七頁。
- ⑫ 同書、一四一〜二五九頁。
- ⑬ 同書解題、七、一七〜二二頁。
- ⑭ 同書、七〜一七、一四一〜二五九頁。
- ⑮ 刊本『通航一覽統輯』第二卷一〜一四八頁(清文堂出版、一九六八年九月)。
- ⑯ 拙稿「日清貿易における長崎来航唐船について(下)―清代鳥船を中心に―」(史泉49、一九七四年九月)三六〜三七頁。
- ⑰ 山田琢氏訳注『懋堂日曆』1、二九二頁(平凡社・東洋文庫109、一九七〇年八月)。
- ⑱ 同書、二九四頁。
- ⑲ 同書、三〇六頁。
- ⑳ 同書2(東洋文庫213、一九七二年六月)二五、二六頁に羽倉外記、徳田見龍の名が見える。
- ㉑ 同書、二七頁。
- ㉒ 暉峻康隆氏他校訂『馬琴日記』一巻二二頁(中央公論社、

- 一九七三年五月)。
- ⑳ 中村幸彦氏他校訂『甲子夜話』五卷(平凡社東洋文庫338、一九七八年九月)二〇六頁。
- ㉑ 同書、二二三頁。
- ㉒ 『通航一覽統輯』二卷六〇頁。
- ㉓ 同書二卷六〇頁上段。『割符留帳』一七六頁。
- ㉔ 『割符留帳』二六三頁。
- ㉕ 同書二二三頁。
- ㉖㉗㉘ 『長崎文獻叢書第一集第四卷統長崎実録大成』二二三頁(長崎文獻社、一九七四年十一月、以下同本による)。
- ㉙ 同書、三九〇、一九六、二〇〇、二一一、二二三、二二四、二二八、二二九、二二五、二四九頁。
- ㉚ 福井保氏「佚存書の輸出」(文獻二五、一九五九年十二月)同書、十一頁。
- ㉛ 『国書総目録』一卷二五六頁(岩波書店、一九六三年十一月)。
- 倉田淳之助氏「佚存叢書」(アジア歴史事典一卷一九三頁、一九五九年九月)。
- ㉜ 『統長崎実録大成』二〇〇頁。
- ㉝ 大田南畝『一話一言』卷二七、「佚存叢書」(日本隨筆大成別巻一話一言4、吉川弘文館、一九七八年十一月、二二六～二七頁)。
- ㉞ 守屋美都雄氏「群書治要」(アジア歴史事典三卷八三～八四頁)。
- ㉟ 『近藤正斎全集』第二、二一四、二二五頁(国書刊行会、一九〇六年三月)。
- 福井氏前掲書、十頁。
- ㊱ 『統長崎実録大成』二二八頁。
- ㊲ 『国書総目録』三卷五三〇頁(一九六五年八月)。
- ㊳ 『統長崎実録大成』二二三頁。
- ㊴ 拙稿「乾隆時代の長崎来航中国商人―汪繩武・汪竹里・程赤城を中心に―」(啞暁10、一九七八年六月)。
- ㊵ 狩野直喜博士「山井鼎と七経孟子考文補遺」(内藤博士還曆祝賀支那学論叢、一九二六年五月)三七七～四〇三頁。
- ㊶ 『統長崎実録大成』一九六頁。
- ㊷ 『国書総目録』四卷二〇六頁(一九六六年八月)。
- ㊸ 『統長崎実録大成』二一一頁。
- ㊹ 『国書総目録』八卷二〇一頁(一九七二年二月)。
- ㊺ 大庭教授『江戸時代における唐船持渡書の研究』(関西大学東西学術研究所、一九六七年三月)。
- ㊻ 『統長崎実録大成』二八四～二八七頁。
- ㊼ 同書、二八八～二八九頁。
- ㊽ 同書、二三四頁。
- ㊾ 同書、二四一～二四四頁。
- ㊿ 『新百家説林、蜀山人全集』卷三、六三九頁(吉川弘文館、一九〇八年四月)。
- ① 中村久四郎博士「近世支那の日本文化に及ぼしたる勢力影響―近世支那を背景としたる日本文化史―」六(史学雑誌二五の十、一九一四年十月)八～九頁。
- ② 『杏林叢書』上巻、五一～五二頁(一九二四年九月。思文閣、一九七一年一月復刊)。
- ③ 『長崎紀聞』(貴重図書影本刊行会、一九三〇年十一月)

の資料解説一六頁に、「唐来船舶主財副之名、従文化四年冬至同五年」。

54 『割符留帳』二二七～二二八頁。

55 『頼山陽全書 全伝上 日譜』（一九三二年十二月）四五
四頁。

同書に、八月十六日に山陽が楊西亭から唐館に招かれ看月の宴があったことも知られる（四五五頁）。

同全書『詩集』（一九三二年三月）二二九～二三〇頁。

56 『長崎市史 地誌編仏寺部 下巻』（長崎市役所、一九二三年三月。清文堂出版、一九六七年八月復刊）四四四頁。

同書、二二八頁。

57 『通航一覽統輯』二卷八七頁。

同書、六〇頁。

58 『割符留帳』一六二頁。

59 同書、一六〇、一八二頁。文政八年は註59参照。

60 抽稿「中国商人の見た「大江戸の世」―得泰船筆語を中心に―」（毎日新聞社『日本史の謎と発見 10 大江戸の世』月報10、一九七九年五月）。

61 抽稿「長崎貿易における在唐荷主について―乾隆・咸豊期の日清貿易の官商・民商―」（社会経済史学45の1、一九七九年六月）九二頁。

同書、九一～九二頁。

62 同書九二頁、『続長崎実録大成』二五二頁。

63 渡辺文庫（図書番号316―14―89）。

古賀十二郎氏『丸山遊女と唐紅毛人 前編』（長崎文献社、一九七三年八月）六七二～六七四頁。

67 『割符留帳』一五二頁。

68 同書、給牌は二七一頁、繳牌は一五一頁。

69 同書、二三一～二三三頁。

70 宮田 安氏『崇福寺史料目録』（長崎談叢42、一九六四年十二月）56（一七二頁）、同氏『長崎崇福寺論攷』（長崎文献社、一九七五年八月）二三〇頁に紹介されている。本稿では、崇福寺において閲覧、複写を許された写真より引用した。

71 古賀氏前掲書、六七三頁。

72 『続長崎実録大成』二二八頁。

73 同書、二二八～二二九頁。

74 同書、二二三頁。

75 『割符留帳』十二～十三頁。

76 同書十三頁。

77 『続長崎実録大成』二八九～二九〇頁。

78 同書、二九〇～二九四頁。

79 刊本『通航一覽統輯』三卷三二七頁（清文堂出版、一九七〇年五月）。

80 『清史稿』卷一九七、表三七、疆臣年表一、斬輔は康熙十六年二月辛未より同二十七年三月乙酉まで河道総督であった。彼の伝は同書、卷二七九、列伝六六に見える。

81 註59抽稿註の参照。

82 同治『福建通志』卷一四〇、国朝宦績、高其倬の条（九丁裏）。

83 抽稿「長崎来航唐船の経営構造について―特に乾隆・嘉慶・道光期を中心に―」（史泉45、一九七二年九月）二九頁。

85 古賀氏前掲書、六四三～六八一頁。

86 渡辺文庫蔵『周蘭亭吟味書類』。

87 中井信彦氏編『近世後期における主要物価の動態』（丸善、一九五二年十一月）。

88 長崎崇福寺蔵「弘化二年 諸願書留」。

89 註 89 拙稿。

90 飯島忠夫氏他校訂『日本水土考・水土解弁・増補華夷通商

考』（岩波文庫、一九四四年八月）一〇〇頁。

91 註 84 拙稿、一二～一六頁。

92 註 ③ 参照。

93 註 63 拙稿、七七～七九頁。

94 同書、八五～八六頁。

95 (補註) 「唐國ヨリ送來候漂人之儀ニ付書面（文化十三年）」

(国立公文書館内閣文庫蔵)。

〔附記〕

本稿は一九七七年十二月三日の関西大学史学会での報告をもとにまとめたものである。

尚、一九七八年七月、長崎崇福寺蔵「弘化二年諸願書留」の閲覧、写真撮影を許可下さった薬師寺正春住職、並びに同文書に関して御教示下さった宮田安氏に対して未筆ながら謝意を表する次第である。